

特記仕様書

業 務 名：令和 7 年度 県有林森林環境管理推進事業

事業場所：奈良県吉野郡川上村大字井光

(総則)

第 1 条 本事業の施行にあたっては、この特記仕様書による他、「県営林造成事業標準仕様書」(令和 3 年 4 月)」「(以下「標準仕様書」という)、「県営林造成事業施工管理基準」(平成 29 年 9 月) (以下「施工管理基準」という)を準用するものとする。またこれにより難い場合は、監督職員に対して協議または申し出を行い、指示または承諾を受けるものとする。

(特記事項)

第 2 条 本事業の施行にあたっては、次の各号に留意すること。

- (1) 本事業は奈良県が推進している奈良型作業道による作業道開設事業であることから、施工能力を担保するため、県の検査を受ける奈良県木材生産推進事業（奈良型作業道重点開設事業）もしくは森林資源適正管理推進事業（森林作業道整備）による奈良型作業道作設施工実績を必須とし、過去 5 年間に事業主体として前記事業による奈良型作業道を施工した実績及び検査を受けたことを証明できること。
- (2) 施工にあたっては「奈良型作業道開設基準（令和 3 年 7 月 1 日 森生第 2 4 4 号）」、「奈良県森林作業道作設指針（令和 5 年 5 月 2 4 日改正）」に留意し施工を行うこと。

(一般的事項)

第 3 条 本事業の施行にあたっては、次の各号に留意すること。

- (1) 設計図書により施工区域をよく確認し、区域外の林内へは立入らないこと。
- (2) 現場における火気に十分注意し、山火事等を起こさないように十分注意すること。
- (3) 他の山林労働者、現場付近立入者に対しては、十分に注意し事故防止に努めること。施工区域及び現場への経路上においては、民家、公道等に近接する場合があることから住民、一般の通行人及び通行車両に十分注意し、事故防止に努めること。
- (4) 周辺施設や施工区域周辺の立木等に被害を及ぼすことが無いよう注意して施工すること。
- (5) 受注者は、本事業に係る工程調査、社会保険料等の調査（中退共、林退共等退職金共済を含む加入状況や掛け金額等を対象とする）に協力すること。詳細は監督職員の指示に従うこと。なお調査内容はその目的以外には使用しない。
- (6) 事業が完了した時は、監督職員の指示により伐採箇所、集積土場の整理清掃を行わなければならない。
- (7) 作業計画表に基づく進捗管理に注意するとともに、進捗状況報告を適宜行うこと。
- (8) 本施工区域は保安林内であるため、立木竹の伐採、損傷、下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、土地の形質の変更等、保安林機能を損なう行為は禁止する。これに違反した場合は、原状回復を指示するので、受注者は速やかにその指示に従わなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

(安全対策)

第 4 条 受注者は本事業の施行に際して安全確保に係る以下の各号に十分注意すること。

- (1) 受注者は、本事業に従事する作業員に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を実施し配置すること。
受注者は、作業員のチェーンソーやグラップル等の機械使用にあたっては、それらの機械操作業務に係る特別教育又は技能講習を修了した者を作業に従事させること。また、チェーンソー作業に従事させる場合、必要な規格（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号、平成 30 年 6 月 22 付け基発 0622 第 2 号のガイドライン）を満たす防護着を使用すること。
- (2) 安全管理作業員は、これら作業員の資格を作業着手前に確認し、定められた防護着を適切に着用、使用しているか等、作業前、作業中を通じ確認するものとする。
- (3) 受注者の作業員が必要資格を取得するためこれら教育訓練に要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 本事業はその特性上、施工区域が広い範囲に及び、安全管理に困難を伴う事によく留意し、

単独作業となる事に起因する現場での事故災害の発生を予防するため、作業員同士の連携、連絡に十分留意する等、必要な措置を講ずること。

- (5) 前各号を踏まえ、安全管理作業員は作業前、作業中、作業後、及び防護着を装着している状況等について適切な安全管理、確認を実施するとともに、適宜その状況について写真による記録管理を行うこと。

(例：危険予知活動、ミーティング、事前事後の作業員の健康チェック等)

- (6) 受注者は、作業員を被保険者とする労働者災害補償保険等各種保険に加入すること。加入状況は検査時及び監督職員に提示を求められた際は提示すること。

(受注者の負担)

第5条 次の各号に要する費用は受注者の負担とする。

なお、これらについて発注者に異議を申し立てることはできないものとする。

- (1) 施工に伴う既設の林内歩道の刈り払い等を行う費用。(設計図書において改良等を特に指示したものを除く)
- (2) 林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用。
- (3) 検査又は監督に立ち会うための費用及び検査手直しに係る費用。
- (4) 受注者が施工区域内外を問わず立木等を誤伐、損傷した場合の復旧または弁償に係る費用。
- (5) 受注者の作業員が施工に必要な資格を得るための教育訓練に要する費用。

(施工)

第6条 本事業の施工にあたっては、次の各号に留意すること。

- (1) 伐開

伐開幅は原則3mとし、必要最低限の伐開幅とすること。土質等により線形変更の可能性があることから先行伐採は最小限にとどめること。

- (2) 土工

幅員は全幅員2.5m以上とすること。

本施工区域は保安林内であるため、土砂の流亡等に注意しながら施工すること。余掘等、不要な地山掘削は避けること。

- (3) 土留工等

校倉式土留工：部材（木材）については材料支給とする。中詰は現地発生材を吟味し良質な現地発生材を使用し十分に転圧を行うこと。設置箇所の詳細については監督員の指示に従うこと。

路肩処理工、土留丸太組：可能な限り現地発生材を利用すること。

かご枠工：中詰は現地発生材を吟味し良質な現地発生材を使用し十分に転圧を行うこと。設置箇所の詳細については監督員の指示に従うこと。

- (4) 砂利舗装工

砂利舗装工は新設作業道部分にクラッシャーラン（再生品を可とする）を厚さ20cm敷くものとする。

振動ローラ等を用いて十分に転圧すること。

- (5) 木製横断排水工

木製横断排水工は、原則20m毎に設置するものとする。詳細な設置位置については、監督職員の指示に従うこと。

(出来型、写真管理)

第7条 出来型、写真管理は、第1条及び施工管理基準によるものとする。

(その他)

第8条 林道を通行する車両に注意するとともに近隣での作業等とトラブルにならないよう十分に調整を図ること。

工期が冬期に及ぶため、路面凍結等による転倒、転落等の事故の防止に配慮すること。